

令和元年度
第2回北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和2年1月29日(水)
午後7時から

場 所 大栄農村環境改善センター
1階 会議室2

【 日 程 】

1 開 会

2 あいさつ

3 会長及び会長職務代行の選出

4 会議録署名人の選任

5 内容

(1) 運営協議会の役割等について

P 3

(2) 令和元年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

P 4

(3) 令和2年度国民健康保険事業納付金について

P 5

(4) 令和2年度北栄町国民健康保険税の算定方式及び税率について

P 6～9

(5) 令和2年度北栄町国民健康保険事業計画の策定について

資料1

5 その他

北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

保険者名 北 栄 町

区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	淀瀬 千賀子	
	河本 悟	
医療機関代表	岡本 恒之	
	牧田 眞知子	
公益代表	永田 洋子	
	岩垣 宝祥	

任 期 令和4年12月15日まで

国民健康保険事業の運営に関する協議会の役割等

1 運営協議会とは

国民健康保険では、…出産及び死亡に関する給付の内容、…保険料…については、市町村の条例で定めるとされております。…専門的な知識を必要とする面や、実施上の技術的な問題もあり、きめ細かい運用をするためには、いきなり市町村議会に諮るよりも、関係者による専門的な意見交換や調査が行われたほうがよい面が多いと考えられます。

そこで、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や調査、審議、さらに市町村長への意見具申等を行うために設けられたのが、国民健康保険運営協議会です。

2 運営協議会の位置づけ

運営協議会は、行政組織上は市町村の附属機関とされています。地方自治法…に規定する附属機関であり、…市町村長の諮問機関ということになります。したがって、協議会の答申や建議は、法理論上、市町村長を拘束するものではありません。…しかし、その目的から見ても、その構成から見ても、協議会の意見は、最大限に尊重されなければならないものと考えられ、…国民健康保険事業の運営方針は、この協議会で決められているのが実態でしょう。

(社会保険出版社 国民健康保険必携から抜粋)

3 組織、委員の構成等

被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織されています。

委員の任期は3年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

協議会に、会長1名、会長代理1名を置き、公益代表委員のうちから、全委員の選挙で選任します。

委員定数は以下のとおりです

- (1) 被保険者を代表する委員 2人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人
- (3) 公益を代表する委員 2人

令和元年度 国民健康保険事業特別会計決算見込み

(単位:千円)

区 分	R1年度 当初予算	補正予算					現計予算	R1決算見込 1月24日時点	差引	
		1号(6月 議会)	2号(9月 議会)	3号(12月 議会)	4号(3月 議会)	流用充用				
国民健康 保険税	一般分	現年分	445,044	△ 22,798				422,246	419,155	3,091
		滞納分	6,135					6,135	6,319	△ 184
	退職者分	現年分	1,845	△ 1,556				289	224	65
		滞納分	58					58	0	58
	小計	453,082	0	△ 24,354	0	0	0	428,728	425,698	3,030
国庫支出金	システム補助金	1,277			△ 314		963	962	1	
県支出金	保険給付費等交付金(普通)	1,305,608			82,672		1,388,280	1,388,280	0	
	保険給付費等交付金(特別)	24,047				△ 966	23,081	20,000	3,081	
	小計	1,329,655	0	0	82,672	△ 966	0	1,411,361	1,408,280	3,081
財産収入	基金積立金利子	7					7	7	0	
一般会計 繰入金	その他(健診上乘・赤字)繰入金	266					266	240	26	
	法定内繰入金	128,002		繰越金		△ 680	127,322	127,322	0	
その他		3,053		65,636		4,352	73,041	72,739	302	
歳入合計		1,915,342	0	41,282	82,672	2,392	0	2,041,688	2,035,248	6,440
総務費		11,892	685			△ 314		12,263	12,263	0
保険 給付費	療養給付費(一般・退職)	1,135,492			57,755			1,193,247	1,193,247	0
	高額療養費(一般・退職)	172,472			24,917			197,389	197,389	0
	その他給付費	7,230						7,230	7,230	0
	小計	1,315,194	0	0	82,672	0		1,397,866	1,397,866	0
国民健康保険事業納付金		539,562						539,562	539,562	0
共同事業拠出金		1						1	1	0
保健事業費		21,954				△ 1,416	819	21,357	21,357	0
基金積立金		7						7	7	0
その他		2,600						2,600	2,600	0
予備費		24,132	△ 685	41,282		4,122	△ 819	68,032		68,032
歳出合計		1,915,342	0	41,282	82,672	2,392	0	2,041,688	1,973,656	68,032

繰越見込 61,592

国民健康保険事業納付金の算定について（県からの確定資料に基づく）

		H30	R1	R2	増減
医療分	一般	364,602,814	399,914,451	397,099,924	-2,814,527
	退職	4,308,539	2,354,826	33,313	-2,321,513
後期分	一般	104,202,075	106,013,302	113,672,157	7,658,855
	退職	1,283,690	719,793	9,867	-709,926
介護分		35,758,628	30,557,696	35,795,350	5,237,654
合計		510,155,746	539,560,068	546,610,611	7,050,543

増減の要因（県より）

当初、大幅な増額を見込んでいたが、前期高齢者（65～74歳）にかかる交付金が11億円程度増加し、それにより県全体納付金額が1.2億円程度減少する見込みとなったため、今年度に比べ小幅な増額で収まった。

退職分については、対象者自体がいなくなることから、わずかな納付金額となった。

国民健康保険事業納付金とは？

平成30年度から県が保険者となり、県の国保特別会計において負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用その他国保事業に要する費用に充てるため、県が決定するものです。

額の決定については、県全体の上記費用を市町村ごとの医療費水準と所得水準、被保険者数等で按分して決定されます。

保険給付費等交付金とは、県内市町村の国保特別会計において負担する療養の給付等に要する費用等について交付されるもので、保険給付に要した費用全額と個別の事情に応じて交付されます。

算定方式について

保険税率の構成は、以下の4つからなり、方式や構成比率は市町村の条例で定めることとなっています。

応能割	所得割	所得に応じて賦課する部分
	資産割	資産に応じて賦課する部分
応益割	均等割	被保険者1人当たり均等に賦課する部分
	平等割	1世帯当たり平等に賦課する部分

現在、北栄町は4方式（上記の全てを採用）で賦課しています。全国的に4方式を採用しているのは、比較的小規模な市町村が多く、県内のほとんどが4方式ですが、数年前から3方式へ移行する市町があり、来年度以降3方式を検討している町もあるようです。

平成30年度から鳥取県が保険者となり、現在、保険税等を含め今後どうあるべきかを検討しているところで、算定方式も今後県で統一される可能性もあります。昨年度の運営協議会において、「算定方式については、当面4方式を維持し、県全体の方針が決定した時点で判断すること」と答申時に意見をいただいております。

参考：3方式と4方式のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
3方式	<ul style="list-style-type: none"> 所得がなく、資産がある被保険者の負担減 	<ul style="list-style-type: none"> 所得の変動の影響を受ける 応能割が所得割だけとなることで、限度額超過世帯、限度額超過額が多くなり、中間所得層の負担増になる
4方式	<ul style="list-style-type: none"> 所得の変動があっても安定的な税収が見込める 限度額超過額が少なく、中間所得層の負担が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> 町外の資産は含めないため、不公平感がある 所得がなくとも資産があれば応能割を負担しなくてはならない

税率について

現時点での予算要求状況は別紙のとおりで、据置きで税率で予算編成しております。

税率を据置いた場合、国保財政調整基金からの繰入れが必要となりますが、前述した、今年度の決算見込みから、繰入額以上の繰越金が見込まれるため、基金の繰入は必要ないと想定しております。

また、不足する国保税を税率改定で賄うとした場合、別紙試算結果となります。

令和2年度国保税の算出について

算出条件

- ・平均被保険者数は過去の減少率から見込む
- ・退職は、R2.2末で対象者なしとなる見込み

	一般	退職	計
医療・後期	3,900	0	3,900
介護	1,110	0	1,110

- ・収納率は実態に即して計上

収納率	98%
-----	-----

- ・税制改正(予定)を反映(医療分の賦課限度額61万⇒63万円、介護分の賦課限度額16万⇒17万円)

- ・所得は今年度(平成30年分)並みで試算

税額(医療費分)				税額(後期高齢者支援分)				税額(介護分)			
一人あたりの税額		一般	退職	一人あたりの税額		一般	退職	一人あたりの税額		一般	退職
税額	一般	3,900	77,310	一般	3,900	22,185	22,185	一般	1,110	25,160	25,160
	退職	0	301,509,000	退職	0	86,521,500	86,521,500	退職	0	27,927,600	27,927,600
収納率	一般	98%	295,478,820	一般	98%	84,791,070	84,791,070	一般	98%	27,369,048	27,369,048
	退職	98%	3,500,000	退職	98%	0	0	退職	98%	0	0
滞納分		3,500,000		滞納分		1,100,000		滞納繰越分		400,000	
総計		298,978,820		総計		85,891,070		総計		27,769,048	
		1				1				1	

退職分は、対象者なしとなる見込みであることから、計上しない

滞納繰越予算額の算出根拠

- ① 現年の調定額(12/18現在)に収納率(98%)をかけて、現年の繰越見込額を算出
- ② 当年度の滞繰収納実績(11月末)から、繰越見込額を算出
- ③ ①+② に収納率(40%)をかけた額(収納見込額)を予算額とする。退職分は、一律1,000円で計上

一般	調定額	繰越見込額
現年	311,507,577	6,230,152
滞繰	6,778,514	2,600,000
計	318,286,091	8,830,152

収納見込額	3,532,061
-------	-----------

一般	調定額	繰越見込額
現年	89,845,323	1,796,906
滞繰	1,939,895	1,000,000
計	91,785,218	2,796,906

収納見込額	1,118,763
-------	-----------

一般	調定額	繰越見込額
現年	30,922,966	618,459
滞繰	1,031,133	500,000
計	31,954,100	1,118,459

収納見込額	447,384
-------	---------

税率変更した場合の税率試算

税率の設定方法：基金繰入分（3千万円）相当の税額増となるよう設定
 応能割と応益割のバランスを少しでも補正するため、資産割は据置きとした
 均等割（人数割）の影響を抑えるため、平等割の方を相対的に上昇させた

税率据置き	税率				算出額				賦課割合				税額	
	所得割率	資産割率	均等割率	平等割率	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	算定額	所得割	資産割	均等割		平等割
医療分	6.30	26.00	28,000	26,000	178,347,451	24,354,648	107,270,297	54,097,290	364,069,686	48.99%	6.69%	29.46%	14.86%	301,509,000
後期分	1.81	8.50	7,600	7,200	51,238,839	7,961,608	29,116,197	14,980,800	103,297,444	49.60%	7.71%	28.19%	14.50%	86,521,500
介護分	1.36	8.00	8,200	5,800	16,246,549	1,789,779	8,934,539	5,229,150	32,200,017	50.46%	5.56%	27.75%	16.24%	27,927,600
合計分					245,832,839	34,106,035	145,321,033	74,307,240	499,567,147	49.21%	6.83%	29.09%	14.87%	415,958,100
										応能割	56%	応益割	44%	
										均等割：平等割	66 : 34			
										実際の収入見込額(収納率98%で見込む)				407,638,000

税率改定	税率				算出額				賦課割合				税額	
	所得割率	資産割率	均等割率	平等割率	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	算定額	所得割	資産割	均等割		平等割
医療分	7.00	26.00	29,000	30,000	198,164,028	24,354,648	111,101,384	62,420,000	396,040,060	50.04%	6.15%	28.05%	15.76%	323,390,000
後期分	2.00	8.50	8,400	8,500	56,617,763	7,961,608	32,181,100	17,685,614	114,446,085	49.47%	6.96%	28.12%	15.45%	94,215,000
介護分	1.50	8.00	8,600	6,800	17,919,096	1,789,779	9,370,372	6,130,731	35,209,978	50.89%	5.08%	26.61%	17.41%	30,246,100
合計分					272,700,887	34,106,035	152,652,856	86,236,345	545,696,123	49.97%	6.25%	27.97%	15.80%	447,851,100
										応能割	56%	応益割	44%	
										均等割：平等割	64 : 36			
										実際の収入見込額(収納率98%で見込む)				438,893,000

増収額 31,255,000

令和2年度 北栄町国民健康保険特別会計 当初要求時

1. 歳入

(千円)

科 目		R2	R1	増減	備考
国民健康保険税	一般 (医療分) 現年度分	295,478	320,061	△ 24,583	
	一般 (医療分) 滞納繰越分	3,500	4,350	△ 850	
	退職 (医療分) 現年度分	0	1,187	△ 1,187	対象者なしのため
	退職 (医療分) 滞納繰越分	1	40	△ 39	
	一般 (後期分) 現年度分	84,791	92,295	△ 7,504	
	一般 (後期分) 滞納繰越分	1,100	1,243	△ 143	
	退職 (後期分) 現年度分	0	342	△ 342	対象者なしのため
	退職 (後期分) 滞納繰越分	1	10	△ 9	
	一般 (介護分) 現年度分	27,369	32,688	△ 5,319	
	一般 (介護分) 滞納繰越分	400	542	△ 142	
	退職 (介護分) 現年度分	0	316	△ 316	対象者なしのため
	退職 (介護分) 滞納繰越分	1	8	△ 7	
税 合 計		412,841	453,082	△ 40,441	
使用料及び手数料				0	
国庫支出金					
	国保システム補助金	0	1,277	△ 1,277	
県支出金	保険給付費等交付金(普通)	1,401,366	1,305,608	95,758	
	保険者努力分	8,000	8,707	△ 707	
	特別調整交付金分	9,000	4,494	4,506	
	県繰入金(2号分)	8,000	6,000	2,000	
	特定健康診査分	4,846	4,846	0	
	財政安定化基金交付金			0	
県支出金 計		1,431,212	1,329,655	101,557	
財産収入		8	7	1	基金利息
繰入金	保険基金安定繰入金(保険税軽減)	62,496	60,345	2,151	
	保険基金安定繰入金(保険者支援)	35,568	35,680	△ 112	
	事務費等繰入金	18,604	20,489	△ 1,885	
	出産一時金繰入金	4,200	4,480	△ 280	
	財政安定化繰入金	6,003	7,008	△ 1,005	
	財政支援繰入金(法定外)	0	266	△ 266	
	財政調整基金繰入金	30,000		30,000	
繰入金 計		156,871	128,268	28,603	
繰越金		1	1	0	
諸収入	延滞金				
	一般被保険者延滞金	1,499	1,500	△ 1	
	退職被保険者延滞金	1	10	△ 9	
	高額貸付金元利収入	220	220	0	
	一般被保険者第三者納付金	10	1,000	△ 990	
	退職被保険者第三者納付金	1	1	0	
	一般被保険者返納金	10	10	0	
	退職被保険者返納金	1	1	0	
雑入	301	310	△ 9		
諸収入 計		2,043	3,052	△ 1,009	
収入合計		2,002,776	1,915,342	87,434	

2. 歳出

(千円)

科 目		R2	R1	増減	備考	
総務費	一般管理費	12,737	6,126	6,611		
	連合会負担金	1,836	1,835	1		
	賦課徴収費	3,959	3,895	64		
	運営協議会費	72	36	36		
総務費 計		18,604	11,892	6,712		
療養諸費	一般 療養給付費	1,195,065	1,110,259	84,806		
	一般 療養費	3,289	4,150	△ 861		
	一般 移送費	10	10	0		
	一般 高額療養費	197,370	167,539	29,831		
	一般 高額介護合算療養費	102	60	42		
	退職 療養給付費	935	14,359	△ 13,424		
	退職 療養費	38	38	0		
	退職 移送費	10	10	0		
	退職 高額療養費	325	4,872	△ 4,547		
	退職 高額介護合算療養費	1	1	0		
	療養諸費 計		1,408,208	1,315,194	93,014	
	審査支払手数料		4,253	6,666	△ 2,413	
	出産育児一時金		6,300	6,720	△ 420	
	葬祭費		510	510	0	
納付金 計		546,813	539,562	7,051		
国保事業納付金	医療 一般	397,100	399,915	△ 2,815	県通知より	
	医療 退職	34	2,355	△ 2,321	県通知より	
	後期 一般	113,673	106,014	7,659	県通知より	
	後期 退職	10	720	△ 710	県通知より	
介護 一般	35,796	30,558	5,238	県通知より		
共同事業拠出金						
	その他共同事業	1	1	0	退職者医療共同事業	
保健事業費	特定健康診査等事業	14,700	14,400	300	特定健康診査特定保険指導	
	保健衛生普及事業	2,371	6,564	△ 4,193		
	糖尿病性腎症重症化予防事業	512	990	△ 478		
	保健事業費 計	17,583	21,954	△ 4,371		
基金積立金		8	7	1	基金利息	
公債費				0		
諸支出金	一般保険税還付金	2,500	2,500	0		
	退職保険税還付金	0	100	△ 100		
	償還金			0		
諸支出金 計		2,500	2,600	△ 100		
予備費		9,259	24,132	△ 14,873		
支出合計		2,002,776	1,915,342	87,434		

歳入歳出差引 0